

レファレンス事例紹介 伊江島弾薬輸送船爆発事故関連資料の複写依頼から

我喜屋美幸[†]

はじめに

1 レファレンスの受付経緯について

1-1 伊江島弾薬輸送船爆発事故の概要

1-2 レファレンス内容について

2 資料の特定と複写物のマスキング作業

2-1 「講和発効前補償金名寄表」および「講和発効前補償金支払済現金領収証」について

2-2 個人情報のマスキングについて

2-3 その他の当館所蔵 LCT 爆発事故関連資料（刊行物を除く）

3 レファレンスの結果と課題

おわりに

はじめに

公文書館の閲覧室業務は、その館の印象を形づくる大切な「顔」としての役割を担っている。閲覧室の利用提供サービスは、沖縄県公文書館（以下「当館」）の収集・整理・保存、そして普及広報活動の集大成の上に成り立ち、日々の利用者対応の良し悪しがダイレクトに公文書館の評価につながると考えている。

閲覧室では、資料の閲覧・複写サービスの提供以外に、利用相談（以下「レファレンス」）対応を行うことが当館の管理規程にも定められている¹。職員の対応が不十分であれば次の来館につながるとは難しいだろうし、逆に利用者に何度も足を運ばせてしまう可能性もある。

閲覧室の職員は、規程に基づきいわゆる調査代行ではなく、所蔵資料の検索補助を基本姿勢としているため、レファレンス依頼を受けるとまず当館の所蔵資料検索の案内を行う。レファレンスの担当者は、利用者の要望を正確に聞き取って把握し、キーワード検索を勧め、探している年代や内容に合致すると思われる沖縄県の部課名などで検索対象を絞込んだり、別のキーワードでの言い換えを示唆したり、時には知識と経験を元に関連する資料を案内して、より網羅的に所蔵資料情報に目を通してもらえるように支援をしなくてはならない。閲覧申請にあたっては、利用者自身が取捨選択をし、申請した資料の内容を自身で確認してもらうのが通常の流れとなっている。

しかし単純な検索案内だけでは対応できない場合もある。遠方在住である、パソコンに不慣れである、資料が英語のため理解できない、高齢で字を読むのがつらい、などさまざまな理由から調査代行に等しいレファレンス対応を迫られることもある。

他にも、簿冊全体にわたって制限事由²があり「非公開」となるものは利用者自身で資料原本を閲覧することができない。内容を見せるためには閲覧室で簿冊の全複写依頼を受け付けて、個人情報に

[†] がきや みゆき 公益財団法人沖縄県文化振興会公文書管理課 公文書専門員（閲覧提供部門）

¹ 「沖縄県公文書館公文書等管理規程」第5章第21条 利用に関する相談（2006年8月30日）

² 「沖縄県公文書館管理規則」別表4（第4条関係）（1995年8月1日規則第50号）〔沿革〕2009年12月25日規則第54号

マスキング（墨塗り）を施した複写物を作成する必要があり、受付から提供まで通常よりも時間を要する。しかもその簿冊内に利用者の必要とする情報があるかどうかもわからない中で全複写依頼を促すことになる。

今回はその非公開資料に対するレファレンス事例として「伊江島弾薬輸送船爆発事故（以下LCT爆発事故）」関連資料のうち、支払われた補償金の名寄表および領収証の遺家族全員分の資料複写を行った際の対応を通して、閲覧室におけるレファレンス対応の現状と課題について述べてみたい。

1 レファレンスの受付経緯について

1-1 伊江島弾薬輸送船爆発事故の概要

ここでまずLCT爆発事故の概要を説明する。

1948年（昭和23）8月6日午後5時頃伊江村川平の波止場において、停泊していた米軍の弾薬輸送船（LCT1141）が爆発し、着岸していた沖縄本島との連絡船の乗客や、出迎えなどで来港していた地元住民にも多数の死傷者を出したという事故である。

事故についての詳細は米国民政府等の事故調査資料が複数存在しているが、被害人数は資料によって異なっている。例えば当時の米軍の事故調査報告書³のひとつ（1949年2月）では死者数は94名（94 Ryukyans Killed）とされているが、現在伊江村では村内63名、村外39名の合計102名の沖縄県民が死亡したと公表している⁴。

また本件は、『沖縄大百科事典⁵』によると「当時はまだ山野に散在する不発弾の爆発事故、米軍による発砲事件が頻発していたため、これほどの事件もさしたる注目を集めず、被害者の遺家族も泣き寝入りの状態であった」ため、遺族代表が陳情などを行い1957年（昭和32）頃から講和発効前補償⁶の問題として集約されていったと述べられている。

1-2 レファレンス内容について

依頼者は伊江村出身で、以前からLCT爆発事故について資料の閲覧や複写を行っていた。そのうちの講和発効前補償金の名寄表と支払済現金領収証という二種類の資料について、伊江村を含め他市町村の死亡・傷害を含む被害者全員分の複写物を提供してほしいという要望であった。また伊江村の被害者が講和発効前に補償を求める「陳情書」を提出したのでそれを探して欲しい、そのほかにも事故関連の資料が無いのか調べて教えてほしいと切望された。

被害者全員分の資料の複写依頼については、内容的に非公開となる資料が対象でありしかも被害者がどの市町村の在住者だったのかは全容解明されていないということで、受け付けるには検討が必要であった。しかし持参された以前の複写物を確認すると、二種類の資料には補償内容の項目ごとに共通したリスト番号があることが分かり、そこから各市町村の簿冊を特定することが比較的容易である

³ 「[伊江島米軍弾薬輸送船爆発事故関係資料 その2]：(原文タイトル 334K Explosion of LCT)」(0000080103) 沖縄県公文書館所蔵

⁴ 伊江村役場総務課編『伊江島広報 イーハッチャー』(No.441 伊江村 2016年8月)

⁵ 沖縄大百科事典刊行事務局編「伊江島米軍弾薬処理船爆発事故」『沖縄大百科事典 上巻』(沖縄タイムス社 1983年) p.143-144

⁶ 講和発効前補償（こうわはっこうぜんほしょう）：講和発効前損失補償ともいう。終戦日の1945年（昭和20）8月15日から1952年（昭和27）4月28日の対日講和条約発効までの間に米軍および軍人軍属の行為によって引き起こされた沖縄県民への人身および財産の損失に対する補償のことで、講和発効前損失補償支払い権限法（1965年10月27日）や高等弁務官布令第60号「琉球人の講和前補償請求の支払いについて」（1967年1月10日）などにより補償申請と補償金支払いが行われた。

ことを考慮して、閲覧室職員で資料の特定と複写を受け付けることにした。

本件でレファレンス及び複写依頼として受け付けた時点でのキーワードは「伊江島」「弾薬輸送船(LCT)」「爆発事故」「講和発効前」「補償金」「名寄表」「領収証」などであった。

2 資料の特定と複写物のマスキング作業

2-1 「講和発効前補償金名寄表」および「講和発効前補償金支払済現金領収証」について

当館の所蔵資料検索にて「講和発効前 名寄表」というキーワードで検索をすると183件がヒットする。

「講和発効前補償金名寄表（以下「名寄表」）」はB4判横組の簿冊で、市町村別に大別されその表紙には簿冊内の補償内容項目ごとの表に一連で付与された「リスト番号」が記されている（図1参照）。補償内容項目は「土地使用料」「復元補償」「身体傷害及び死亡」などで、今回のLCT爆発事故被害者の情報は「身体傷害及び死亡」のリストから抽出した。各リストには「身体傷害名寄表」と書かれた様式に、受領者名（受領者住所）、備考、被害者名、続柄、事件発生年月日及び場所、事件の概要、損傷概要、請求額、支払額の項目が一覧で記されている。各ページの上部に市町村名とリスト番号が記されている（図2参照）。

なお「身体傷害」のリストはアルファベットの「I（名簿の記載より Injury の略）」から始まり、「死亡」は「D（おそらく Death）」から始まる。リスト番号ごとにボール紙の表紙で区切られているため、該当箇所の特特定は容易であるが、データベース上の目録情報にはリスト番号が記載されておらず、検索結果だけではどの簿冊に「身体傷害及び死亡」のリストが含まれているのかを特定することができなかった。

また「講和発効前 支払済 領収証」というキーワードで検索を行うと605件がヒットする。

「講和発効前補償金支払済現金領収証（以下「支払済現金領収証」）」はB5判縦組の簿冊で、名寄表のリスト番号に対応して作成されている。市町村別に綴じられている簿冊が多いが、複数の市町村のリストが合冊されている簿冊もある（図3参照）。

キーワード「領収証 身体傷害及び死亡」で絞り込むと12簿冊が登録されている。なお「講和発効前補償金未払領収証」も53簿冊あるが、検索結果に「身体傷害及び死亡」のリストを含むものが無かったため調査対象外とした。

支払済現金領収証の目録情報には補償項目が記載されており、そのうち「身体傷害及び死亡」そして「不法行為」に該当する簿冊を確認し、「事件の概要」項目が「LCT爆発事故」となっているリストを提供することにした。「不法行為」のリストを含む簿冊を確認対象に含めた理由は「身体傷害及び死亡」のリストにつづられた領収証であっても、様式の標題が「不法行為」だったからである（図4参照）。この資料もリスト番号ごとにボール紙の表紙で区切られているため、特定はしやすい。

簿冊には不法行為に対する補償金の現金領収証、受領者の印鑑証明願、受領権者が複数名いる場合の全員の同意書や委任状、特別な事情により委任状を提出できない際の誓約書、そして戸籍謄本など複数の様式が補償金受領者ごとにつづられている。特徴としては、現金受領証には被害者名の記載が無い場合、特に被害者が死亡している場合には名寄表と併せなければその名前は分からない。

また事件の概要がLCT爆発事故となっている支払済現金領収証のリスト番号から、対応する名寄表を逆引きして、結果として名寄表7簿冊、支払済現金領収証5簿冊を特定した（表1参照）。内容としては8市町村出身者、死亡者83名、負傷者35名のリストを見つけることができた。今回は関係のないリスト番号の部分は除き、LCT爆発事故関係者が含まれる部分のみマスキングして利用者に

提供することとした。

読谷村の名寄表は14簿冊登録されているが、うち13簿冊が「土地使用料」、残る1簿冊も「沿岸漁業権補償」のリストのみであり、「身体傷害及び死亡」のリスト番号D-28が綴られている簿冊が確認できなかったため、今回は複写提供は行わなかった。

2-2 個人情報のマスキングについて

今回複写提供した「名寄表」と「支払済現金領収証」はそれぞれ1967年（昭和42）に作成された簿冊だが、「身体傷害及び死亡」のリストは事件事故の被害者を扱っているため、沖縄県公文書館管理規則⁷に基づき、個人情報の制限年数は80年非公開（2048年度以降公開）となる。また「支払済現金領収証」の簿冊には補償金受領者の戸籍謄本（80年以上非公開）、印鑑証明（80年複写制限）も添付されているため併せて制限事由とした。

当館では通常、デジタルデータの無い紙原本のみの資料は押さえつけない形で複写できる非接触型の複写機でページをスキャンして紙に印刷する方法をとっているが、制限事由を含む資料は2017年度（平成29）より資料をスキャンしてPDFデータを作成し、編集ソフトを用いてデジタルマスキングを行うことにしている。

まず資料の内容に応じて伏せるべき項目の一覧表を作成して作業の指標とする。印刷した紙に蛍光ペンでマーキング作業を行い、ソフトウェアを使用して仮処理として制限箇所を黒くマスキングする。さらにその箇所の情報を完全に削除する前にも二重チェックを行う。その後ソフトウェア上でマスキングの確定処理をして情報を完全削除し、資料を印刷して利用者に提供する。

今回の資料では名寄表からは図2に示した項目をマスキングし、支払済現金領収証からは図4の項目をマスキングした。最終的に複写物の提供はのべ381枚となった。

2-3 その他の当館所蔵LCT爆発事故関連資料（刊行物を除く）

当館の所蔵資料検索でLCT爆発事故関連資料を探すためのキーワードとして、「伊江島」「伊江」「Ie-shima」「爆発」「explosion」「LCT」「弾薬輸送船」などの単語を組み合わせた。また利用者からの聞き取りの中で出てきた「講和発効前」という言葉も有効だったが、簿冊は事故名ではなく市町村別に綴じられているため、内容確認が必要となることに注意が必要だった。

「講和発効前」の英訳である「pre-Treaty」や「pre peace treaty」なども含めると、より多くの資料を検索することができる。しかし目録情報に詳細な内容が記載されているものが多いわけではないため、審査や実際の閲覧が必要である。主な資料として2017年（平成29）3月に公開されたUSCAR法務局資料の中に講和発効前請求（pre-Treaty Claim）に関する資料が100件ほどあり、特に「Ie-son LCT Explosion」というサブタイトルの資料⁸には、琉球政府文書で特定することのできなかった、伊江村の遺家族代表が1958年（昭和33）に作成し、伊江村及び伊江村議会を通じて法務局長宛てに提出した補償実現の陳情書とその英訳文を確認することができた。今回の依頼者が希望していた資料だと思われるので、今後当該資料も案内する予定である。しかし内容に制限事由が含まれるため、同様に複写物に個人情報のマスキング作業をしてからの提供となる。

⁷ 「沖縄県公文書館管理規則」別表4（第4条関係）（1995年8月1日規則第50号）[沿革] 2009年12月25日規則第54号

⁸ 「(00038-003) Pre-Peace Treaty Claim. Ie-son LCT Explosion.」（0000101912）沖縄県公文書館所蔵

図1 講和発効前補償金名寄表 (表紙)

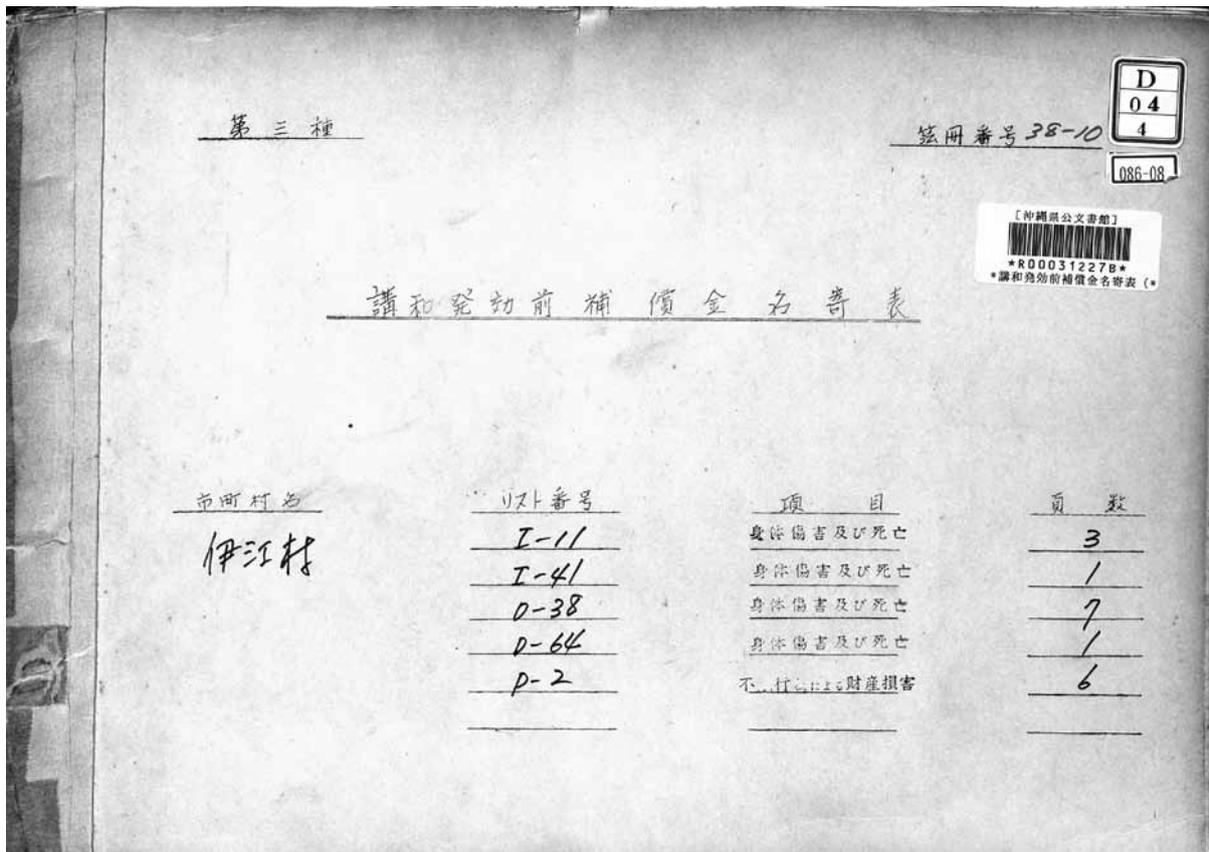


図2 講和発効前補償金名寄表

リスト番号は一連番号になっていて他市町村と重複しない

市町村名		上本部村	リスト番号	INJURY	身体傷害名寄表			書式才7号		
(1) 番号	(2) リストに表示の住所	(3) リストに表示の住所	(4) 番号	(5) 被害者	(6) 続柄	(7) 事件発生年月日	(8) 事件の概要	(9) 損害概要	(10) 請求額	(11) 支払額
1	嘉手納村字 [redacted]	長見村字 [redacted]	[redacted]	[redacted]	本人	[redacted]	[redacted]	傷害	440,000	440,000
2	上本部村字 [redacted]	上本部村字 [redacted]	[redacted]	[redacted]	本人	1945年5月1日	L.O.T爆発	[redacted]	599,000	599,000

(2) (3) 受領者氏名、受領者住所の字以下、(5) 被害者名を削除。(6) 続柄は被害者に対する受領者の続柄である旨を今回の複写依頼者に知らせた。

図3 講和発効前補償金支払済現金領収証 (表紙および部分拡大)

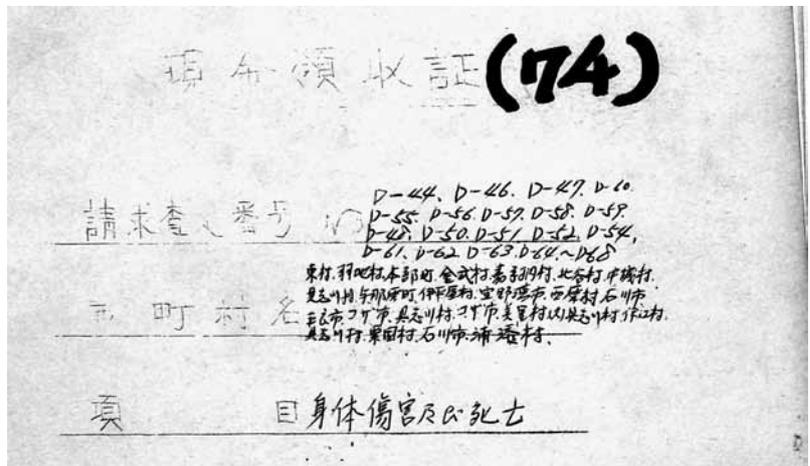


図4 支払済現金領収証つづりの様式 (不法行為に対する補償の現金領収証)

現金領収証
(TORTIOUS ACTS)
不法行為

① 請求書査定番号 I-6 Date of Payment 支払期日 1967.5.23

Claim Award No. 請求査定番号

Date of Incident: 事件発生期日 1945. 8. 6 Time of Incident: 時間

Place of Incident: 場所 伊江村字川平

Brief Description of Incident: 事件の概要 LC Tの爆発事故

Brief Description of Injuries or Damages Sustained: 損傷の概要 傷害

AMOUNT 金額 71.52

I acknowledge receipt of the above amount in full satisfaction and final settlement of my claim against the United States for (death) (Personal injuries) (damage to or loss of property) resulting from tortious acts of United States Armed Forces personnel during the period from 16 August 1945 through 27 April 1952.

I am fully aware of the applicable provisions of HICOM Ordinance No. 60 including the provision relating to the maximum remuneration payable to any agent, attorney or other person on account of services rendered on behalf of a claimant in connection with a claim; and I am fully aware of the fact that I am under no obligation to pay remuneration account of services rendered in connection with any claim under P. L. 89-296 in excess of the maximum fees permissible under P. L. 89-296 and the laws, ordinances, and regulations in effect in the Ryukyu Islands, any agreement to the contrary notwithstanding.

私は1945年8月16日より1952年4月27日までの間、米海軍隊員による(死亡)、(人身損傷)(財産の損害又は損失)に対して、米側に提出した請求の完全な支払い及び最終的な解決として、上記の金額を領収したことを証する。

私は成る請求についてその請求者の為になされた業務に対して代理人、弁護人その他の者に支払われる最高の報酬に関する規定を含む高等弁務官命令第60号の関係規定について私は十分承知しております。又次の事に反する契約があるにもかかわらず、私は公法89-296号に基づく請求に関連してなされた業務に対して、公法89-296号、又琉球列島の現行法規に定められた最高報酬を超える報酬を支払う業務を有するものではない事も十分承知しております。

Signature of Claimant: 請求者の署名 本部町字

I certify for the Government of the Ryukyu Islands that the payment herein specified has been made to the proper recipient(s).
私は琉球政府に代つて、ここに明記された支払いが正当な受領者になされたことを証明する。

業務主任	請求書リスト	請求書	領収書	支払済	検	受領書	受領印	由納印	由納員	由納員	支払済

Chief, Land Section
Legal Affairs Department
Government of the Ryukyu Islands
琉球政府法律局土地課長

- ① 請求書査定番号
名寄表のリスト番号に同じ
 - ② 請求者の署名
受取人住所字以下、氏名および押印をマスキング
- 「現金領収証」にはほかに以下の書類の全てもしくは一部が添付されている。
- ・ 戸籍謄本
本籍地の字以下、記載者全員の氏名、生年月日のうち月日をマスキング。
 - ・ 印鑑証明
実印が押印されているため氏名と印影をマスキング
 - ・ 同意書、委任状、誓約書
全員の氏名、生年月日のうち月日、印影をマスキング

表 1 今回提供した資料一覧

資料コード	資料名	市町村	リスト番号	資料コード	資料名	人数	死亡者	傷害
R00031227B	講和発効前補償金名寄表	伊江村	D-38	R00022206B	現金領収書 (57)	62	63	0
			D-64	R00031290B	現金領収書 (74)	1		
			I-11	R00022226B	現金領収書 (73)	29	0	30
			I-41	R00022225B	現金領収書 (47)	1		
R00021669B	講和発効前補償金名寄表	本部町	D-40	R00031262B	現金領収書 (121)	8	9	0
			D-43			1		
			I-6	R00022226B	現金領収書 (73)	3	0	3
R00031216B	講和発効前補償金名寄表	上本部	I-5	R00022226B	現金領収書 (73)	1	0	1
R00031213B	講和発効前補償金名寄表	今帰仁村	D-41	R00031262B	現金領収書 (121)	1	1	0
			I-4	R00022226B	現金領収書 (73)	1	0	1
確認できず	講和発効前補償金名寄表	読谷村	D-28	R00031262B	現金領収書 (121)	1	1	0
R00022272B	講和発効前補償金名寄表	浦添村	D-37	R00031262B	現金領収書 (121)	1	1	0
R00021672B	講和発効前補償金名寄表	恩納村	D-39	R00031262B	現金領収書 (121)	5	5	0
R00022245B	講和発効前補償金名寄表	那覇市	D-42	R00031262B	現金領収書 (121)	3	3	0
					計	118	83	35

3 レファレンスの結果と課題

今回のレファレンス対応は、どちらかと言えば長期にわたった事例である。

非公開資料の大きな塊の中から資料を特定する必要があったため、そこに労力と時間を投じることとなった。レファレンスを受け付けてから資料の特定には2週間ほどかかり、複写とマスキング作業のために合計2か月以上の時間を費やすことになった。

資料検索時、先に述べたように事件の概要などが一覧で見やすい名寄表の目録情報にはリスト番号の入力が無く、補償項目の確認が困難だった。今回利用した簿冊の目録には既にリスト番号の情報を追記しており、他の簿冊にも同様の情報を追記できるよう目録を整備する整理部門と調整を行う予定である。同時に支払済現金領収証にもリスト番号の入力が無いものがあるため、その整備も必要である。双方に同じリスト番号が入力されていれば検索結果から関連性を類推することも可能となるため、今後利用者への案内もしやすくなると思われる。

また支払済現金領収証の「身体傷害及び死亡」は12簿冊全てが「身体障害及び死亡」と登録されていたが、簿冊における表題は「傷害」であったためこれを訂正した。

講和発効前補償関連資料の公開識別はほとんどが「要審査」であった。これは未審査資料⁹という意味で、これまでに閲覧利用されていない資料であったことが分かる。今回複写提供した資料は簿冊

⁹ 琉球政府文書は公開識別を「要審査」として目録に搭載し、利用者からの閲覧申請を受けて窓口審査にて対応する方針をとっている。

の大半にわたって制限事由があり、審査の結果現時点での公開識別は「非公開」となった。審査は閲覧担当専門員で行うため、冊数が多いと内容確認に時間がかかる点は否めない。しかし講和発効前補償関連資料の「身体傷害及び死亡」や「不法行為」といったリストには、被害者の死亡理由や傷害を負った事件事故内容などが記載されており、発生件数のみ表記された統計資料とは異なり戦後の米軍が関わる事件事故等の調査研究に大いに役立つと思われる。

マスキングにおける問題として、他の資料との関連性を判断しづらくなることが挙げられる。個人識別情報のうち個人名、本籍地の字以下、住所の字以下、生年月日の月日などをデジタルデータ上で墨塗りするのだが、資料の内容によって会社名、役職、家族の識別情報や続柄など、個人特定を容易にしてしまう恐れがある場合には塗りつぶすことがある。

例えば本件では名前は全てマスキングされるが、被害者の名前は「名寄表」にしかなく、「現金領収証」には受取人の名前しかない。両資料では「リスト番号」と「支払額」が照合可能な共通項目となる。また「名寄表」の続柄は開示されているが、これは補償金を支払う対象となった被害者に対して、補償金の受領権者がどういった続柄かという項である。傷害の被害者であればほとんどの場合その項には「本人」と書かれている。しかし被害者が死亡している場合では続柄が「妻」「母」「祖父」などとなり、個人識別の氏名は塗りつぶすため、受領権者と被害者のどちらから見た続柄かということが一見して判断出来ない(図5参照)。

図5 名寄表のマスキング例と続柄の項

市町村名 伊江村 リスト番号 D-38 身体傷害名寄表				書式オ7号					
(1) 番号	(2) リストに示す住所	(3) リストに示す住所	(4) 備考	(5) 被害者	(6) 事件発生年月日	(7) 事件の概要	(8) 補償概要	(9) 請求額	(10) 支払額
31	伊江村	伊江村		妻	1948年3月6日 P.M. 3:00	伊江島枝橋	LCT船爆発事故死亡	2,176,200	2,176,200
32		伊江村		母				1,038,800	1,038,800
33		伊江村		祖父				1,038,800	1,038,800

このように資料の多くは、黒塗りによって情報の相関関係などが不明瞭となる。いずれ経年と共に開示されるが、申請者にはどのような情報を現時点で非公開としたのか、その制限年数が何年であるのかという説明が必要である。現状は口頭やメールなどで伝えているものの、利用者に正しく説明を行うためにも制限事由の一覧を提供する、またマスキング作業中に気づいた資料間の関連性などを伝えることも必要だと感じる。

マスキング済み資料の提供までの時間短縮も課題だが、デジタルデータマスキングを取り入れてからはミスのリカバリも容易になり作業効率も良くなった。提供する資料も鮮明で見やすいので利用者からも好評である。今後はデータマスキングを行った確定前(情報削除前)の資料を次の申請者に提供するために残していく仕組みや、経年と共に制限事由の保護期間が切れた場合のマスキング解除のルール作りが必要である。

現在、資料状態や目録データの不備など閲覧室で気づいた事柄は、各部署あてに連絡用のエクセルシートを用意して、随時記入して報告を行っている。しかしその方法だと端的な報告や依頼になりが

ちで、即時性にも乏しい。緊急性の高い事柄や複数の部署に関わる事例に柔軟に対処できるような体制はまだ十分に確立されているとは言えず、今後の課題である。また何らかの改善を行った際には、当事者間のみならず即座に館全体に共有されるような体制が必要である。併せて利用者本位の視点での提案を閲覧室から館全体にフィードバックしたい。

また現在新たな取り組みとして当館では、琉球政府文書のデジタルアーカイブ化を長期計画で行っており、今後文書件名まで付与された詳細目録と資料画像が掲載され、ウェブ上で件名に対応する画像の閲覧が可能になる。これにより職員と利用者双方で資料内容を確認できることから、より深いレファレンス展開にも役立つものと感じる。

おわりに

近年ニュースなどでも公文書の重要性について耳にするようになってきたものの、まだまだ一般の認知度は低く、閲覧室にはかなりの頻度で図書館と混同して資料の貸出を希望する利用者が訪れる。資料を自由に手に取れるような利便性を求められることもあり、公文書館のサービスについて丁寧な説明を心掛けている。

今回のように利用者からの閲覧申請やレファレンスにより初めて気づく事柄も多い。財産関係の争議に必要だったり、過去の手続きの不備などが無いかという個人的な問題の証拠探しやルーツ探しのために公文書を探す人や、最近では元沖縄県職員だった方の家族、沖縄戦で軍人軍属だった方の遺家族が当館を訪れ、家族の思い出として公文書に記された名前を探す事例もある。当館では米軍が撮影した沖縄戦直前、戦中戦後の空中写真も多数所蔵しており、自分の住んでいた集落や通っていた学校などの写真を探せるという情報も少しずつ広まっているようである。公文書に公的手続きに際しての需要のみならず、市井の人々の思い出をつなぐという多様なニーズに結び付くことは非常に面白く感じる。

いずれの場合にせよ、実際に公文書の中に求めていた情報を見つけることが出来た利用者は、あきらめずに探して良かった、よい記念になったと喜び、公文書が保管され管理されていることの価値や重要性に納得した様子がみられる。

様々な視点で当館資料にアプローチする利用者からの情報が、当館への問題提起や解決につながり、その繰り返しがサービス向上へと繋がっていると実感している。日々学びが多い対面でのレファレンスは閲覧室業務の醍醐味だとも言える。それは単なる文書保管だけでは知り得ないことである。また公文書を選別し整理して、データベースに適切な情報登録を行い、利用のための代替資料を作成するといった利便性の向上や、テーマごとの展示や幅広い広報活動による様々なアプローチでの普及が利用者と公文書館をつなぐうえでの素地となる。そして閲覧室に来館者が訪れ、今を生きる人々と過去の事実を残す公文書とが結び付けられるのである。

公文書館は未来へ向けて公文書を保管し管理し続けてゆく。しかし現用期間を終えた公文書の倉庫であってはならず、やはり社会からの要請を見聞する目や耳、そして活発に情報を発信する口が無いといけない。そのフロントラインとしての閲覧室は、まさに公文書館の顔である。

その意識を強く持ちながら公文書館の業務に従事し、今後も閲覧室職員のスキルや資料の知識、そして実際に対面する利用者への傾聴の姿勢を磨き、レファレンスの質を底上げしていきたい。